

道営住宅家賃及び敷金の減免等に関する事務取扱要領

〔沿革〕	平成10年3月5日	決定
	平成14年4月1日	改正
	平成17年2月17日	改正
	平成18年3月20日	改正
	平成22年7月27日	改正
	平成29年8月8日	改正
	令和2年10月1日	改正
	令和3年4月1日	改正

第1 趣旨

この要領は、道営住宅の家賃の減免又は徴収猶予、並びに敷金の減免又は徴収猶予について、必要な事項を定めるものとする。

第2 家賃減免の適用期間

1 規則第16条第3項の規定による家賃減免の適用期間は、1年間を限度とし、おおむね次のとおりとする。

ただし、適用期間がその年度内にとどまらない場合は、その年度末をもって終期とする。

- (1) 老人世帯等で稼働収入が期待できない世帯あるいは、年金、恩給等収入の額に変動がない場合等は、12ヶ月とする。
- (2) 常用勤労者等で収入が安定している世帯については、6ヶ月とする。
- (3) 病気（外傷を含む。以下同じ。）による場合は、療養に要する期間等を勘案して設定する。
- (4) 災害による場合は、通算して24ヶ月を上限に、当該災害に係る初めの承認月からの減免額の合計が、総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）が認定した損害額の1/2の額に達する月までとする。ただし、減免額の合計額が損害額の1/2の額を超えることとなった場合は、その月を除くものとする。

なお、期間内において収入等に変動を生じたため減免の要件を満たさなくなった場合は、その事実が発生した月をもって当該減免の適用を終了させるものとする。

- (5) 上記(1)から(4)以外で収入が不安定な世帯については、3ヶ月以内とする。

2 家賃の減免を受けている者が当該適用期間を過ぎてもなお家賃の減免を受けようとする場合は、改めて規則別記第18号様式の申請書及び第5に規定する添付書面を総合振興局長等に提出しなければならない。

なお、この場合の提出時期については、当該適用期間が満了する日のおおむね30日以前を目途とするように周知するものとする。

第3 収入の認定

1 北海道営住宅条例施行規則（以下「規則」という。）第16条又は第20条の規定による家賃又は敷金の減免に関する収入の認定は、次により取り扱うものとする。

- (1) 規則別表第2第1号における収入は、入居者及び同居者の過去1年間（直近12ヶ月）における所得税法第2編第2章第1節から第3節までの例に準じて算出した年間総所得金額の合計額を基礎として、公営住宅法施行令（以下「令」という。）第1条第3号の例に準じて算出した額とする。
- (2) 規則別表第2第2号における収入は、入居者及び同居者の過去1年間（直近12ヶ月）における所得税法第2編第2章第1節から第3節までの例に準じて算出した年間総所得金額の合計額から、総合振興局長等が病気の療養のために要するものとして認定した費用額を控除し

たものを基礎として、令第1条第3号の例に準じて算出した額とする。

- (3) 規則別表第2第3号における収入は、入居者及び同居者の過去1年間（直近12ヶ月）における所得税法第2編第2章第1節から第3節までの例に準じて算出した年間総所得金額の合計額から、総合振興局長等が認定した当該災害による損害額を控除したものを基礎として、令第1条第3号の例に準じて算出した額とする。
 - (4) 規則別表第2第4号アにおける収入は、上記(2)又は(3)により取り扱うものとする。
 - (5) 規則別表第2第4号イにおける収入は、上記(1)により取り扱うものとする。
 - (6) 上記(1)から(5)における収入の算出にあたっては、規則別表第2の注に該当する場合には、同注に規定する特定支給額（非課税年金等）を公的年金等の収入金額に含めるものとする。
- 2 上記1の認定において、減免の申請前1年間に継続的な収入に関する金額（以下「収入金額」という。）を有しなかったと認められる場合は、次により取り扱うものとする。
- (1) 就職等により収入金額があることとなった場合
給与所得については就職後（事業所得については事業を営んでから、利子所得及び配当所得についてはそれぞれの元本を得たときから、不動産所得については不動産の貸付その他の権利を設定したときから、一時所得及び雑所得についてはそれらの所得の生ずる理由が発生したときから等現実に継続的収入金額があることになったときから）の収入金額（1月未満の期間についての収入金額は切捨てる。）を就職後の月数（1月未満は切捨てる。）で除した額に12を乗じた額により、所得税法第2編第2章第1節から第3節までの例に準じて算出した所得金額を年間総所得金額とみなすこととする。
 - (2) 退職等により収入金額がないこととなった場合
退職、事業の廃止、元本の滅失等により収入金額がないこととなったとき以前の当該収入金額は除くものとする。
 - (3) 転職等により収入金額を得るための方途を異にした場合
事業所得者が給与所得者となる等の転職、給与所得者の就職先の変更、預金を株式証券にかえる等収入金額を得るための方途（以下「職業」という。）を異にしたときは、前の職業による収入金額は除き、新たな職業による収入金額について上記(1)の例により算出するものとする。
 - (4) 収入金額が著しく変動した場合
経済事情の変動その他の事由による給与所得、事業所得等の著しい増減、災害による農林水産業等事業所得の著しい収入減、その他収入金額が著しく変動したときは、変動以前の収入金額は除いた収入金額について上記(1)の例により算出するものとする。
 - (5) 収入金額のない期間があった場合
事業の休業、公務員の停職その他の事由による収入金額のない期間があったがその後は継続的な収入金額があるときは、収入金額のない月数を除いて上記(1)の例により算出するものとする。
 - (6) 一時的な収入金額
退職手当、譲渡所得、一時所得、雑所得その他の所得のうち一時的な収入金額（おおむね1年以内の期間ごとに得る収入金額でないもの）は除くこととし、それらを運用して得ることとなる利子所得、配当所得、不動産所得等について上記(1)の例により算出するものとする。
- 3 上記1の(2)から(4)の認定において、家賃減免の適用期間を1年未満とする場合は、次により取り扱うものとする。
- (1) 病気の療養により1年未満の家賃減免を行う場合
規則別表第2第2号及び第4号アにおける収入とみなす額は、減免の適用期間と同程度の期間に療養のために要した経費を減免の適用期間の月数で除した額に12を乗じた額を、年間総

所得金額から控除したものを基礎として、令第1条第3号の例に準じて算出した額とする。

(2) 災害により1年未満の家賃減免を行う場合

規則別表第2第3号及び第4号アにおける収入とみなす額は、災害による損害額を減免の適用期間の月数で除した額に12を乗じた額を、年間総所得金額から控除したものを基礎として、令第1条第3号の例に準じて算出した額とする。

4 規則第16条第2項の規定により家賃の全額を免除することができる「支払う能力がないと総合振興局長等が認めるとき」は、次のような場合とする。

(1) 失業等により、上記1から3までの収入認定の基となる年間総所得金額（上記2及び3において年間総所得金額とみなす場合を含む。）の税控除前の額（以下「年間税込総収入金額相当額」という。）が0である場合。

(2) 上記1の(2)から(4)の認定において、病気の療養に要する経費又は災害による損害額（上記3による取扱いを行う場合は、当該額を減免の適用期間の月数で除した額に12を乗じた額。）が年間税込総収入金額相当額と同額以上である場合。

(3) その他、上記(1)(2)に準ずる特別の事情がある場合。

第4 病気、災害に関する取扱い

1 規則別表第2第2号による総合振興局長等が認定を行うにあたっての取扱いは次のとおりとする。

(1) 病気により、相当長期間にわたり入院、通院又は自宅療養等の療養が必要とされる場合において、当該療養に要した費用を控除するものとする。

(2) 上記(1)の「費用」の対象範囲は、病気の療養について、病院、診療所、治療院、及び保険調剤薬局等（以下「診療機関等」という。）に対し支出した費用（所得税法施行令第207条各号に準じる。）及び診療機関等への通院（入退院時の移動を含む。）に要した交通費とし、診療機関等又は交通事業者等が発行する領収書等により、支出した費用の額（以下「支出額」という。）を把握するものとする。

ただし、支出額のうち診療費について、各種医療保険制度により規定されている高額療養費の自己負担限度額を超える場合は、当該限度額を限度とする。

(3) 上記(1)の「相当長期間」とは、同一の病名による療養の期間がおおむね3ヶ月以上の場合とする。

(4) 上記(2)の支出額の認定にあたっては、診療料、投薬料、指導料、処置料、手術輸血料、検査料、画像診断料、入院料等の診療費のほか、食事療養費、病衣貸与料、電気料、付添寝具料、冷蔵庫料、食事療養費、紙おむつ料等診療機関等からの請求であって診療上及び通院又は入院において一般的に必要なと認められるものを対象とする。

ただし、医師が診療上特に必要と認める場合を除き、特定療養環境料（いわゆる差額ベッド料）は対象外とする。

また、診断書料及び各種証明等手数料についても対象外とする。

2 規則別表第2第3号による総合振興局長等が認定を行うにあたっての取扱いは次のとおりとする。

(1) 北海道営住宅条例第16条第1項第3号又は第18条第2項第3号の「災害」の範囲は、所得税法第2条第1項第27号及び所得税法施行令第9条に準じるものとする。

(2) 上記(1)による損害額の認定は、生活に通常必要でない資産に対する損害（所得税法施行令第178条第1項各号に準じる。）を除き、入居者が被災する以前から所有している家具や家電製品など（以下「家財」という。）で、災害により損害を受け、減免開始月の末日までに買い替え若しくは修理したものを対象とし、損害額は、対象となる家財の購入代金及び修理に要した費用とし、保険金等の支払いを受ける場合は、その額を差し引くものとする。

また、道営住宅が被害を受けたことにより、他の住宅への移転又は仮住居への移転を余儀なくされた場合は、その移転に要した費用（北海道営住宅建替事業等実施要綱第9条に定める額とする。）についても災害による損害額とみなすこととする。

ただし、当該認定額が昭和49年1月31日厚生省社第88号各都道府県知事・指定都市市長あて厚生事務次官通知「災害弔慰金の支給が行われる災害の範囲等について」2のイの(ア)に定める額を超える場合は、当該額を限度とする。

第5 申請書に添付する書面

規則第18条又は第22条の規定による「知事が別に定める書面」（以下「添付書面」という。）とは、次のとおりとする。

(1) 収入金額を証明する添付書面は、所得の種類等に応じて、次のうちのいずれかとする。

① 給与所得の場合

イ 給与証明書（道営住宅入居者の収入申告に関する事務取扱要領別記第1号様式（ただし、記載上の注意事項1の「就職した月から12ヶ月分」を「申請直前までの12ヶ月分」と変更する。））

直近12ヶ月分の給与を勤務先が証明したもの（代表者印のあるものに限る）。なお、引続き減免を受ける者で給与証明書（直近1年間分）が添付されている場合、2回目以降の給与証明書は、前回証明した月分以降の証明で差し支えないものとする。ただし、この措置は、前回添付した給与証明書の写しの添付があった場合とし、また同一年度限りとする。

ロ 給与所得の源泉徴収票又はその写し

1月から3月までの申請において、前年1月から12月分の収入金額等を記載した源泉徴収票が発行されている場合は、当該源泉徴収票又はその写しの提出を認めるものとする。（この場合、直近12ヶ月分の収入金額とみなすこととする。）

ハ その他収入金額に関する書面として総合振興局長等が認めたもの

② 事業所得等の場合

イ 事業収入申告明細書（道営住宅入居者の収入申告に関する事務取扱要領別記第2号様式）
本人記載による直近12ヶ月分の事業収支を記したもの

ロ 確定申告書控（税務署受付印のあるもの）又はその写し

2月から3月までの申請において、前年1月から12月分の事業収支を記した確定申告書を税務署に提出している場合は、当該確定申告書控又はその写しの提出を認めるものとする。（この場合、直近12ヶ月分の収入金額とみなすこととする。）

ハ その他収支等に関する書面として総合振興局長等が認めたもの

③ 年金・恩給等の場合

イ 年金改定通知書（写し可）、支払通知書（写し可）又は振込通知書（写し可）のいずれか

ロ 公的年金等の源泉徴収票又はその写し

1月から3月までの申請において、前年1月から12月分の受給額等を記載した源泉徴収票が発行されている場合は、当該源泉徴収票又はその写しの提出を認めるものとする。（この場合、直近12ヶ月分の収入金額とみなすこととする。）

④ 生活保護受給者の場合

直近の生活保護決定通知書又はその写し

⑤ 失業者（無職の者）の場合

イ 失業直後（おおむね雇用保険受給期間内）の場合は、雇用保険被保険者離職票又は雇用保険（特例）受給資格者証のいずれか写し

ロ その他（雇用保険受給期間終了後もお失業中など）の場合は、無職無収入申出書（道

営住宅入居者の収入申告に関する事務取扱要領別記第3号様式、本人記載による現在無職無収入であることを申し出したもの）又はこれに類する書面

⑥ その他 その事実を証明する書面

(2) 所得のある者の転・退職等を証明する添付書面は、次のうち該当するものとする。

① 転・退職の場合 勤務先で発行した退職辞令（退職証明書）等

② 休職の場合 勤務先で発行した休職辞令等

③ その他 その事実を証明する書面

(3) 扶養親族の人数等については、上記(1)－①－ロ、(1)－②－ロ又は(1)－③－ロのいずれかにより確認するものとする。ただし、これらの書類により適用期間における扶養親族の人数等が確認できない場合にあつては、次の書類により確認するものとする。

① 健康保険証の写し

② その他その事実を証明する書面

(4) 特別控除の該当の有無については、上記(1)－①－ロ、(1)－②－ロ又は(1)－③－ロのいずれかにより確認するものとする。ただし、これらの書類により適用期間内における特別控除の該当の有無が確認できない場合にあつては、次の書類により確認するものとする。

① 身体障害者手帳の写し

② 精神障害者保健福祉手帳の写し

③ 戦傷病者手帳の写し

④ 被爆者健康手帳の写し

⑤ その他その事実を証明する書面

(5) 入居者又は同居者の病気により、家賃又は敷金の減免、徴収猶予を受けようとする場合の添付書面は、次のとおりとする。ただし、徴収猶予を受けようとする場合については、②を省略しても差し支えない。

① 病名及び療養の期間を証明する書面（医師の診断書等）

② 病気の治療に要した支出額を証明する書面（診療機関等又は交通事業者等が発行した領収書等）

③ その他病気に関する書面として総合振興局長等が認めたもの

(6) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたことにより、家賃又は敷金の減免、徴収猶予を受けようとする場合の添付書面は、次のとおりとする。ただし、総合振興局等において入居者が災害により著しい損害を受けたことを確認できる場合については、①を省略しても差し支えない。また、徴収猶予を受けようとする場合については、②、③を省略しても差し支えない。

① 災害を証明する書面（罹災証明書等）

② 家財の損害額を示した明細書（別記様式1）

③ 保険金等の支払いを受ける場合は当該金額を証明する書面

④ その他災害に関する書面として総合振興局長等が認めたもの

(7) 上記(1)から(6)のほか総合振興局長等が必要と認めるものとする。

(8) 同意書（別記様式2）。

ただし、特定支給額（規則別表第2の注に規定する減免に係る収入認定の対象となる非課税の年金又は扶助料をいう。以下同じ。）に関する書類の提出があつて当該入居者及び同居者に係るすべての特定支給額が把握できる場合、当該世帯の状況に照らして特定支給額を受給していないことが客観的に明らかな場合、特定支給額を受給に関して官公署が証明した書面を添付した場合その他総合振興局長等が特定支給額に関する調査を要しないと認める場合には、「同意書」の添付を要しない。

第6 家賃減免の始期等

- 1 家賃の減免は、申請書を受理した月から適用することとする。(第2の2により、続けて家賃の減免を受けようとする場合を除く。)
- 2 減免の適用期間中においても定期的に収入の状況を確認することとし、期間内において収入等に変動を生じたため減免の適用内容が不相当となった場合は、その事実が発生した月から減免内容の変更若しくは減免の停止を行うものとする。

第7 その他

- 1 申請書又は添付書面に不備等がある場合は、当該書類が具備された段階で受理するものとする。
- 2 すでに家賃減免の適用を受けている者が、収入等に変動があった場合は、速やかにその旨を届け出るよう指導するものとする。
- 3 健康保険証の取扱いについて、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第9号)により、「告知要求制限」の規定が設けられたことから、提示又は写しの提出を受ける場合は次のとおりとする。
 - (1) 健康保険証の提示を受ける場合には、健康保険証の被保険者等記号・番号等を書き写すことがないようにし、健康保険証の写しをとる際には、被保険者等記号・番号等を復元ができない程度にマスキングを施すこととする。
 - (2) 健康保険証の写しの送付を受ける場合は、あらかじめ申請者に対し被保険者等記号・番号等にマスキングを施すよう求めることとし、マスキングが施されていない写しを受けた場合には、マスキングを施すこととする。
 - (3) 被保険者等記号・番号等の告知を求めているかのような説明を行わないものとする。

災害による損害額明細書

番号	区 分	品 目	個数	金 額 (円)	備 考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
合 計					

年 月 日発生の による損害額は、上記のとおりです。

北海道 総合振興局長（振興局長） 様

年 月 日

住 所

氏 名

同 意 書

私は、道営住宅使用料の減免を申請するにあたり、道が私の申請に
対する審査のため必要があるときは、私の減免審査の対象となる年金
等の状況につき、関係官公署に必要な書類を閲覧させ、又はその内容
を記録させることを求めることに同意します。

年 月 日

住 所

フリガナ

氏 名

生年月日

基礎年金番号

北海道 総合振興局長（振興局長） 様